

春秋時代の「戰」とその殘像⁽¹⁾

關 口 順

一

「墨子」非儒篇に、儒者の戰爭觀を批判した次のような一節がある。
 (儒者)又曰く、「君子勝てば奔るを逐はず、掩幽には射ず、施れば則ち之に胥車を助ぐ」と。之に應へて曰く、「若し皆仁人ならば則ち說の以て相與みするなけん、仁人其取舍是非の理を以て相告げんに、故なきは故あるに從ひ、知らざるは知るあるに從ひ、辭なくんば必ず服し、善を見れば必ず遷らん、何が故にか相與せん。若し兩暴交争⁽²⁾はば、其勝つもの奔るを逐はず、掩幽には射ず、施れば則ち之が胥車を助けんと欲し、能を盡すと雖も、猶ほ且君子たるを得ざらん。意も暴殘の國ならば、聖人將に世の爲めに害を除き、師を興して誅罰せんとす、(而るに)勝てば將に儒術を因り用ひて士卒に令して曰はんとす、奔るを逐ふこと毋れ、掩幽には射ること勿れ、施れば則ち之に胥車を助けよと。(此くの如くんば)暴亂の人活くることを得て、天下の害除かれじ。是れ父母を群殘して、深く世を賊することを爲すなり、不義焉より大なるはなし。(國譯漢文大成に依る)

當時の儒者は戰爭の目的以上に、その方法までをも觀念的に規制して

いこうとする意圖をもつっていたことが、この墨家の論難の文章から讀み取れる。

また、儒者の手になる「春秋公羊傳」を見ると、僖公二十二年の經文「冬十有一月己巳朔、宋公及楚人戰于泓。宋師敗績。」に要旨次のような解釋を設けている。

この戰は「偏戰」であるのに、その通例である月日のみならず「朔」とまで一段と細く記錄するのは、それが正道に沿つたことであることを特に明確にするためである。宋の襄公は、「君子は人の厄難につけこまない」とか、「君子は陣列を成していい敵に攻めかからない」とか言明して、あくまでも正道に従い、自分に有利な態勢からの攻撃を差し控えた。そこで、戰に敗れたにもかかわらず、君子はその行動を「大」とするのである。

加えて、彼らは「雖文王之戰、亦不過此也」とまで譽め稱える。確かに儒者たちの中には戰爭の觀念化があつたようである。

ところで、同じ事件が「韓非子」の外儲說左上・說五に引かれると評價が當然變つてくる。

…此乃慕自親仁義之禍
しかし、この場合、君主は率先垂範する必要がないのだとする主張の

例證としてこの事件が引かれている。だから、一種の愚行・失敗と見なされていることには變りないにしても、これは「公羊傳」の稱賛とかみ合うかたちの貶下的評價ではない。

むしろ、「左傳」の僖公二十二年のその箇所にある司馬子魚（公子目夷）の發言の方が、戰爭のしかたの觀念的規制に對する直截的な反駁・拒否になっている。

公曰く、「君子は傷を重ねず、二毛を擒にせず。古の軍を爲すや、阻隘を以てせざるなり。寡人亡國の餘なりと雖も、列を成さざるに鼓うたず」と。子魚曰く、「君は未だ戰を知らず。勍敵の人、隘にして列を成さざるは、天の我を贊くるなり。阻にして之に鼓うつ、亦可ならざらんや。猶ほ懼ること有り。且つ、今の勍き者は皆吾が敵なり。胡畜に及ぶと雖も獲なば則ち之を取らん。二毛に於て何か有らん。恥を明にし戰を教ふるは、敵を殺さんことを求むるなり。傷くとも未だ死するに及ばざれば、如何ぞ（傷を）重ぬること勿からんや。若し傷を重ぬるを愛まば、則ち（本より）傷くること勿きに如かんや。其二毛を愛まば、則ち服ふに如かんや。三軍は利を以て用ゐるなり。金鼓は聲を以て氣くるなり。利にして之を用ゐば、隘に阻するも可なり。聲盛にして志を致さば、儳に鼓うたんも可なり」と。（國譯漢文大成に依る）

子魚は、開口一番「君未知戰」と極めつけている。この戰の意味するところは、少し後に説かれている「明恥教戰」の戰と同じく、我々が普通使用する「戰爭」概念——さらに限定すれば「戰鬪」の概念になる——である。戰國時代という時代區分のよりどころになつた「戰國」なることば（戰爭狀態の國）は、現行の「戰國策」すでに見えていふと楊寬氏が指摘している。先の子魚の發言中の戰の意味は、この

「戰國」の戰の意味とピッタリ重なるものと考えてよいだろう。

さらに、戰に類似したことばに兵がある。周知のように、戰國時代には軍事技術・軍事思想が盛んに求められ、研究された。そのような、戰争を古代の宗教的行動から析出して客観的に考察する必要性が生じ、またそれが可能になった時代（戰國時代）に、兵はことばの意味をよくらませて武器から武力・軍事へと内容をひろげていったのである。それらの兵—軍事—を主題とした大量的の専門的著作は、「漢書」⁽⁶⁾藝文志に『兵書略』の大分類項目を設けて、集め整理されている。最近（一九七二年）、中國の發掘工作の結果、山東省臨沂縣の銀雀山西漢墓から多量の軍事に係わる竹簡が出土したことも記憶に新しい。これも當時における軍事への關心の強さ、大きさを現代に直接的に示すものである。

戰爭という意味を共通の含意としているので、兵と戰との兩者は、ほぼ同じ使われ方をするときがあるが、基本的な意味は異っている。戰は戰鬪であるし、兵は武力・軍事である。他の言語の例——たとえば war と military —を見ても、ことばの性質は異なるのだが兩者に意味の交流があることが分かる。

それらの兵書を分類した『兵書略』の總叙及び兵權謀の小叙の班注に、「司馬法百五十五篇」をそこから出して、『六藝略』禮家類に入れた旨の記事がある。現存している「司馬法」は殘缺甚だしいので、果してこの百五十五篇の何分の一の内容を傳えていたのか問題ではあるが、これを百五十五篇の内容を知る一應の手がかりにすることはできる。「二酉堂叢書」に收められている張澍の輯めた「司馬法逸文一卷」を見ても、現存「司馬法」を退けなければならない根據は出てこない。そもそも、百五十五篇自體が長期に渡つて増修された難駁なもの

のであつたと推測されるからである。

この「司馬法」を見ると、内容が觀念的様式的であり、班固が百五十五篇を『六藝略』禮家類へ移したのも宜なるかなという感じがする。また、「古者逐奔、不過百步。縱綏、不過三舍」（仁本篇）「古者逐奔不遠、縱綏不及」（天子之義篇）などと、最初に引用した「墨子」非儒篇の文と同類の考え方による文章のあることが目に付く。しかも、これらは禮に稱っているものとして叙述されている。

さうにこの「司馬法」において注目すべきは、戦が論述の中心になつていて、兵への關心が示されていないことである。現存本にたまたま残った内容がそうだつただけのことかもしない。しかし、本書のように、戦争の仕方を觀念的規制的に説こうとするのであれば、兵よりも戦のことばの下に論を展開する方が自然な論理構成である。百五十五篇の書も『兵書略』に屬する他の書と傾向を異にすると認められたからこそ、『六藝略』禮家類に移されたのであろう。

以上の簡単な引例から、戦國時代には、戦争を觀念的様式的に規制し、ないしは理想的に勝敗を超えて評價したりする思想傾向があつたこと、及び、それを現實的な立場から愚かしい態度として退ける人々が、當然のことながら、いたことなどが知られる。

二

宋襄・狂狡・郤至らの行爲は春秋時代の事件ではあるが、それに對する批判の根據になつてゐる戦や戎のあり方についての認識は戦国時代的なものと考えられる。もちろん、このような事件が傳えられたのは、春秋時代の當時においても、それが特異な事件であつたからであろう。これに對する賛否ともに行われて人々の話題になつたものと思われる。しかし、その賛否が後には傳承過程において、それぞれの思想的立場から増幅されてくる。郤至の行爲とても、『晉語』六では、「君子曰、勇以知禮」と肯定的な評價を受けているのである。

戦における禮讓・禮儀・法度・フェアプレーの精神などを尊重する思想傾向は、この賛否の賛の側の想念が時代とともに理念化されてきたものなのではないだろうか。だとするとそれは、當然戦國時代の現宣公一年の宋の華元と鄭の公子歸生とが大棘で戦つたときのこと。

實とは相容れないものである。

三

一章と二章とを通じて謾げに浮かび上がつて來たこと、それは戰爭を様式的理念的に性格づけしてとらえる立場と、現實功利の觀點からとらえる立場とが對立していたのは兩者の戰についてのイメージが異つていたからではなかつたらうか——ということである。「司馬法」に見られるような、戰争を様式的理念的に性格づける人々は、あるべき君子的な戰争を設定する。そこで、あるいは古來の官制である司馬に關係づけて託古により自説を伸張する。あるいは、春秋時代の事件に假託してそれを稱賛する。一方、それを批判する側は、戰國の抗争の中で鍛えられた軍事専門家たちと同じく、現實の戰争を認識の基盤として意見を述べる。

このようなイメージの差が生ずる原因はどこにあるのか。主體の側の要因は容易には知り得ないので、客觀的な外部的條件を求めていくと、春秋時代の戰争と戰國時代の戰争の違いによるのではないかと想到する。たとえば、「公羊傳」の莊公十年に、經文の戰争記事を經學的な立場から凡例的に整理したものが有る。

· 易爲或言侵、或言伐。倘者曰侵、精者曰伐、戰不言伐、圍不言戰、入不言圍、滅不言入、書其重者也。

これを見ると戰は戰争行動の中の限られた一つの行動であることが分かる。「荀子」議兵篇に「王者有誅而無戰」と主張している如く、戰には相手を對等と見る意識があるようである。その點で圍・入・滅とは少し語感を異にし、それは他所で「内（魯を指す）不言戰」の凡例を設ける原因になつてゐる。「春秋」が春秋時代の史料になるとすると

と、そこからは以上のように「戰」が特殊な一つの戰争様式であったことが導出される。これは戰國の戰のような廣い意味をもつた用法とは區別されるようである。しかし、經文の書法に拘泥しすぎると、惡しき春秋學に陥つてしまふかも知れない。

そこで、以下春秋時代の戰争の中で「戰」がどういう位置を占めてどのような作用をなしてゐたのか、どのように行なわれていたのか——その「戰」の特質を具體的に明らかにしていこうと思う。

顧棟高の「春秋大事表」の「春秋列國爵姓及存滅表卷五」や『春秋列國疆域表卷四』を瞥見すると、春秋時代も、それ以前から引き續いての主要國の領域擴張・弱小國の滅亡の時代であつたことが分かる。むしろ、國內を整備してこの領域擴張競争に加わらなかつたような國々は、號の如く滅亡の憂き目に逢つてゐる。「春秋」における立て續けの戰争記事を考えても、春秋時代は決してのどかな時代ではなく、戰國時代と稱しても良いほどである。ただ、當時はいわゆる邑制國家で、國が小規模だったので「亡ぼされる國が相次ぎ、その戰争は強力な戰國が競い合う中で行なわれた戰争と異つて「滅」で示されるケースが多くつた。

司馬遷が「史記」において『十二諸侯年表』を作つてゐるように春秋時代にはすでに少數の中・大國が成立してゐた。「戰」は主にこれらの中・大國の間で行なわれたのである。それは禾を刈り取るとかの攢亂工作や小競り合いとは異なり、一種の様式性をもつ本格的戰争である。その様式性を支えていたのは、その中・大國間の國際秩序の維持の機能を果すという現實性と、當時の軍隊構成が身分的戰士から成つていたことからくる必要性とである。

霸者の動きは春秋時代の初め、鄭の莊公にすでに見られる。齊の桓

公、晉の文公・襄公などがその後を承けていく。中原内に地歩を保つ中・大國は互に牽制し合って、全體を統一するような決定的大國は出てこない。それを支える新しい理論も社會・行政組織もまだ整わなかつたからである。霸國はこのような狀況下に出現した。中原の中・大國に對して同盟の關係を保ち、命令權を確保して、出兵を義務づけ、貢賦を課する等のことを強要して霸權を確立する。この霸權の決定機能を擔うのが「戰」である。婚姻關係はこれを支え維持する。

霸權は北方の戎・狄や南方の楚との對抗關係によつて強化される。楚も後には南方諸國を併呑して、中原へも霸權を伸ばしてくる。そうなると、晉と楚との間にある諸國、たとえば鄭は歸趣に迷うことになる。

宣公十二年の「左傳」の記事によると、晉楚の邲の戰で、鄭の皇戌は晉に對して戰を勧告した。それに対する晉將樂武子のことばは、それらの諸國の惱みを的確に表現している。

樂武子曰「……鄭使來勸我戰、我克則來、不克遂往。以我一也。鄭不可從。」

念のために斷つておくと、この樂武子の見解が「左傳」編者の史眼の反映であるとしてもそれはここで引證に不都合は及ぼさない、と私は思つてゐる。樂武子のことばが歴史的事實かどうかは全く問題ではなく、その内容をなす把握された歴史狀況こそが問題になるのであるから。さて、彼の主張は、鄭は歸屬すべき相手を決めるためにケリをつけてもらいたがつてゐるだけだから、その言うことなど取り合うわけにはいかない、という内容である。

このように「戰」は霸權の決定と係わるのである。その他の二國間・三國間の力關係の決定もまた、相互保存の條件の下では「戰」と婚

姻關係により定められる。

「戰」の特殊性を支えていたもう一つの必要性、それは當時の軍隊構成が身分的なものであったことによる。⁽⁵⁾卿・大夫という上級統治階級の下に士があり、士といわれる階層は官仕している者から農耕に從事している者まで幅廣く色々の人を含んでゐる。しかし、共通して言えることは、戰士として戰役に出ること、及びそれ故に、限定されてしまつたが政治的有權者であったことである。國人の動向は常に重要であつた。國人の中核は士である。被統治者の大部分は農民であり、戰役に驅り出されはしたが重要な戰闘要員だったとは認められない。⁽⁶⁾また政治的無權者である。これらのことについては楊寬氏の「古史新探」⁽⁷⁾に詳しい。

襄公十年の「左傳」の記事を見ると、兵車も階級を區別する服章の一種だつたことが分かる。

初、鄭子駟與尉止有爭。將禦諸侯之師而黜其車。尉止獲。又與之爭。子駟抑尉止曰「爾車非禮也。」遂弗使戲。

鄭の當國であつた子駟と大夫か士の身分であつた尉止との間に起きた、子駟の暴虐ぶりを傳える挿話である。子駟が尉止の立てた軍功（敵俘を得た）を潰す口實として使つてゐるのは尉止の兵車が禮の度數に稱つていらないという點である。「黜其車」は尉止の車を退けたこと。尉止が車を替えたのに更に因縁をつけたのか、替えずにそのまま乗つていたのでそれを口實にしたのか明確でないところもあるが、いずれにせよ兵車にも身分に應じた等級があつたことが推測される。

昭公元年の「左傳」の記事は、晉が狄と戰つたときのことである。將戰。魏舒曰「彼徒我車。所遇又阨。以什共車、必克。因諸阨、又克。請皆卒。自我始。」乃毀車以爲行、五乘爲三伍。荀吳之嬖

人不肖即卒。斬以徇。

徒步の狄と險阻な所で戦うために、車戦の體制を解いて全員徒步になり隊列を組んだところ、荀吳の側近の人間が歩卒になろうとしなかつた。そこで、斬つて全軍に布告した。副將である魏舒が自分から車を降りて手本を示したり、大將の荀吳の側近の人間が命令に従わなかつたり、命令に従わなかつたそのお氣に入りを斬つて見せしめにしたりしたのはなぜか。全て兵車が身分を示すものであったからである。

當時は軍政一致の武人（楊氏は奴隸主貴族と言う）の領知する社會であり、爲政者がそのまま戰場へ出るという制度だったので、それら統治身分の戰士たちが主力になつて鬪うには、どうしても車戦を可能にするような條件を充たすことが必要だつた。もちろん、攻城の場合はいかんともしがたいが、平地での勝敗を争う場合には、中原文化圏の中での話なら、その條件を充たすような配慮が拂われる。

殷のころから兵車が存在し、身分の高い者がそれに乗つていたことは、殷墟¹²をはじめ多くの墓の發掘から確かめられている。また、金文資料にも出ている。だが西周中期以降の禮制の整備とともに、かつ封建割據の進行にともない、中原諸國の間では、單に戦いに有利だからという戰術的な理由を越えて車戦を行う必要性が出て來たのではないか。

なるほど、鄭では徒兵を設けていた（左傳・隱4襄元昭20に見える）。晉でも行を作っていた。これらは歩兵で構成した部隊である。狄と稱される種族は山地に住んでいたからそれに對處するための特別部隊を作つていたのである。惠公のときすでに左行共華・右行賈華という職名を冠した人名が見えるので、晉においては文公のとき三行を作る（僖28）以前から行があつたらしい（「會議」による）。しかし、これも僖公三十一年には上下の新軍二つに編成し直された。昭公元年の例のように、必要に應じて兵車を降りて徒步になるのである。

車戦が可能であるためには、第一に場所を選ばなくてはならない。斂の戰（成2）の後に晉が齊に出した要求の一つ、齊國內の敵の向きを東西に整える、は晉にとって實際にどのくらいの利點があつたのか良く分からぬが、兵車を通すには通すだけの配慮が必要だつたのだなあという思いを新たにさせてくれる。兩軍合わせて千乘を越える車が交戦するためにはそれだけの平地が必要であり、その平地で交戦するためには何らかの意味での兩軍の合意が必要である。場所だけでなく、當然に日時も合意されなくてはならない。注3で擧げた偏戦についての何休の注「結日定地」も根據がないわけではないのである。ただ、何休の場合は書法、經文の戰の記事の上下に期日と場所とが添え記されているかどうか、が問題だつたのであるが。

「左傳」や「公羊傳」に出てくる、戰の前に行なわれる「誦戰」の行動はこの日時を合意するためのものであろう。僖公十五年の韓原の戰、僖公二十八年の城濮の戰、宣公十二年の邲の戰、成公二年の斂の戰、「國語」晉語三の韓原の戰では「挑戰」という言い方をしている。致師は宣公十二年の「左傳」にその作法の説明が出て来ているが、これもまた戰の前の一つの手續きと考えられる。

哀公十七年「左傳」

夏六月、趙鞅圍衛。齊國觀・陳瓘救衛。得晉人之致師者。子玉使服而見之曰「國子實執齊柄而命瓘曰『無辭晉師』。豈敢廢命。子又何辱」。簡子曰「我卜伐衛、未卜與齊戰」。乃還。

子玉は陳瓘。國子は國觀。簡子は趙鞅。一種の挑發行為である致師を仕掛けて來た晉の戰士を囚にした。このように、致師は失敗すれば生

命を失うのである。囚人用の服からとの軍服に着替えさせ、釋放する意思を示してから子玉は語りかける。「晉師を避けるなという上卿國子の命令がある以上、どうしてその命令を蔑ろにしよう。そなたがわざわざおいでになる必要はなかつた。」簡子はその報告を聞いて齊と戰うのを嫌い、理屈をつけて還つてしまつた。

致師はこの外に「左傳」の襄公二十四年にも事例が書き留められている。「挑戰」とはこの致師と請戰との總稱であったのかも知れない。このような「戰」はたとえれば相撲のようなものである。戰場は士俵であり、陣は仕切りである(莊11左氏の凡例では「皆陳曰戰」)。請戰・致師は呼吸を合わせる段階であり、呼吸が合えばぶつかり合う。「還」して「遁」すれば不敗敗である。勝敗は以下の三つで定まる。第一に軍行の體制が崩れてバラバラになること—「敗」「敗績」。第二に將帥の身柄が捕獲されること—「獲」「止」。第三に退却すること—「遁」。俘や車馬などの戰利品を得ることも大切であったが、勝敗を決定することが第一であった。國際間の秩序決定の機能をもつていたからである。

勝敗が決定されれば深追いはしない。霸權が確立されれば盟を結ぶ。たとえば成公二年晉と齊との間の盟。楚と晉のような兩弱の場合は互に一方的な勝利の誇示である。晉の「穀」(相手の陣跡で三日間相手の食糧を食べる、左僖28成16、晉語六)、楚の作宮告事(左宣12)。「戰」が成立しなかつた場合どうなるか。その典型的な事例は襄公十八年の「左傳」に載つてゐる。晉の率いる魯・宋・衛・鄭・曹・莒・邾・滕・薛・杞・小邾の連合軍が齊を討つた。齊侯はそれに對して平陰(山東省の平陰・長清・肥城を結ぶ三角形の中心ぐらゐの地點)で防戦し、防門(地名)に塹壕を掘り(ということは當然その土で壘

壁も作ることになる)、防門の少し後側の廣里(地名)で守つた。それに對して、寺人夙沙衛はこう齊侯に進言した。「不能戰、莫如守險」。險とは防門の塹壕のことである。「戰」をなし得ない以上、これを頼りに晉の兵車を防ぎ止める外はないとする意見である。この指摘自體が歴史的事實であるとは言えないと思うが、何よりもこれがこの戰争の特徴をなす齊侯の判断の誤り・失敗を衝いている點が大事である。これは先の樂武子の言と同じこと。齊侯は「戰」の勝負にも出ず(戰略上の誤り)、國の存亡をかけた防御もせず中途半端な態度を取り(戰術的失敗)、その結果徹底的に攻め捲られて、國都の東西南北全ての郭を焚かれ、海の方まで領内を荒されてしまった。そして、齊は翌十九年に結ばれた戰爭終結の誓揚の盟にも參加していないようであり、さらに齊の靈公はその年内に病に陥り死亡してしまつた。慘々たるものである。齊が滅亡を免れたのは、この戰争が本來「戰」として遂行されるべき性質のものだったからである。その狀況認識は齊の大子光の口から「師速而疾、略也。將退矣。君何懼焉…」といふ形で語られている。新しく即位した齊の莊公と晉と間に外交關係が回復したのは十九年の年末であった。

四

春秋時代も後期になると、中期の晉楚抗争の時期を承けて、南方の吳や越の活動が目立つてくる。吳・越が勢力を得てくる理由はどこにあるのか。その社會制度・政治組織が中原文化からの影響・拘束の少ないものだつたらうと大雑把な推測をする以外に、特に具體的理由を求める事はできない。ただ、力の具現である軍事活動を見ると、どうもそれまでのやり方と變つてきたのではないかと思われるフシがあ

る。それは歩卒の重視である。吳は哀公十一年（前484年）の齊との戦いで得た革車八百乘を、そのまま他のものと共に魯に與えている（左傳）。『吳語』の黃池の會の記事によると、百人一行で百行の方陣、これが中・左・右の三軍あつて「帶甲三萬」、この勢力で晉を威壓している。「呂氏春秋」簡選篇の文「吳闔廬選多力者五百人、利趾者三千人以爲前陳、與荊戰、五戰而五勝、遂有郢」も参考になる。『魏策』一には「蘇子爲趙合縱、說魏王曰『臣聞、越王勾踐以散卒三千、禽夫差於干遂…』」の文がある。傳承條件に甚だしい差異がないとする、吳越以前の時期の中原諸國にこのような歩卒重視の記事が乏しいことは、このころから戰術的變化があつたのではないかとする想定を許すと思う。また、吳は興つてから幾何もなくして越に亡ぼされてしまった。吳・越の間に「戰」など成立する餘地はなかつた。

〔漢書〕藝文志の『兵書略』兵權謀に

吳孫子兵法八十二篇
范蠡二篇

が著録されている。これらの兵書が自著であろうと、傳述であろうと、假託であろうと、著者が吳や越の人とされていることは、この戰術の變化を反映（吳越の場合は變化と言つたのではない）していると見て良いのではないだろうか。同じ『兵書略』の兵技巧には「五子胥十篇・圖一卷」という水戰のやり方の書も著録されている。

「左傳」を見ると、吳・齊の間の戦いのあつた哀公十一年の同じ年に、齊・魯間の戦いが記録されている。

國書・高無平帥師伐我、及清。…（冉）求曰「…魯之群室、衆於

齊之兵車。一室敵車、優矣。子何患焉。二子之不欲戰也宜。政在季氏。當子之身、齊人伐魯而不能戰、子之恥也大。不列於諸侯矣。…季氏之甲七千、冉有以武城人三百爲己徒卒。…師及齊師戰于郊。齊師自稷曲。師不踰溝。樊遲曰「非不能也。不信子也。請三刻而踰之。」如之。衆從之。師入齊軍。…冉有用矛於齊師、故能入其軍。孔子曰「義也」。

冉は山東省長清縣の東。冉求は孔子の弟子、子有。三刻は三たび確約すること。「一室敵車」と言つて、見ると、魯には兵車の數が少なかつたようである。室は戰士を出せる士の家のことであろう。「季氏之甲七千」と軍勢を甲士の數で示すのは、「左傳」では春秋後期に特徴的なことである。もちろん卒乗ともに含まれている。以前は乘（兵車の單位）で全體の出兵規模を表わした。もっとも楚や鄭の出兵の場合には徒兵についての言及もあつたことはあつた。最後の冉有についての孔子の論評は、冉有自身が矛を持って突撃し、矛を持つ（？）徒兵（三百人の先頭に立つたことが「義」である）ことらしい。徒兵の役割が評價されていることと併に、それを權宜として認めているらしいことが伺われる。禮だと言つて、禮ではないからである。この戰も一應「戰」のうちに入るらしい。そうでないと、季氏の恥となるとか、魯が他の諸侯に伍してゆけなくなるとかの冉有の言は良く理解できない。しかし、孔子に前向きの態度で徒兵の働きを評價させているのは、情勢の變化とともに、説話の價値を認める目的の着け所が變つてこざるを得なかつたことを示しているのである。

現本の「孫子」は戰國時代の軍事研究の書と見なしてよいだろう。そこではもう戰についての春秋時代的な認識はない。作戰篇にある「車戰得車十乘已上…」の文章に端的にそれは示されている。戰は車

で限定修飾されているのである。車戦は戦の中の一つの形態でしかなくなっている。戦国時代は微発して集めた帶甲（歩兵）の役割が大きいのである。これも戦国時代の他の歴史事象と深く結びついて出て來た現象である。これらのことについては注⁵に擧げた「戦國史」第七章『戦國時代封建戦争的擴大』に詳しい。

卷之三

吾所與戰之地、不可知、（吾所與戰之日）、不可知、則敵所備者多。：故知戰之地、知戰之日、則可千里而會戰。不知戰地、不知戰日、則左不能救右、右不能救左。：『虛實篇』（）内は岩波文庫本に従つて補つてみた。

場所と期日は合意されるどころか、敵と味方との虚々實々の騙し引きの中では定まつてゐるのである。決して豫め決めるものではない。もちろん、春秋時代の「戦」とて、現實の戦争であるから、小規模に行なわれる場合にまで一々結日定地していたとは限らないかも知れない。しかし、記憶すべき対象として語り伝えられる事件は大事件が多いのである。その結果、そのイメージのもとに「春秋」の戦に結日定地の解釋を施すような人々が出てくることも又あり得ることである。

春秋時代の「戦」は戦国時代の戦と異なり、もつと限定された時代的な機能と形態とをもつものであったことが分かつた。だが、「左傳」を見ると、單なる戦いの意味で戦の字を用いているような用法も多い。ことばの狭い意味が廣い意味に包まれて共存するのは普通のことであるから、これは春秋時代からそういう共存の形をとつていたのだとも考えられる。

五

春秋後期から戰國時代に入り、春秋前・中期に行なわれていた特殊な戦争の一様式——「戦」——を支えていた諸條件が次第に崩れて来る。すると、「戦」そのものが成立しなくなつて來て、そのような状況の下では、過去の「戦」を理解することが困難になつて來る。そこで、それにまつわるエピソードを傳承する過程において、時代的評價——贊美したりナンセンスと断じる貶下——を加えるようになるのである。

彼らは自らの善しとする戦争の実例を、傳承された「戦」の事例の中から探し見い出す。そして、それらの事例を新しい觀念に基づいて評價する。君子の行爲としてとらえていくのである。現在、我々が「公羊傳」「左傳」「國語」等を通して伺い知ることのできる君子的戦争の記事とその禮賛とはその現われと見えることができる。「左傳」「國語」の方には、君子的戦争に對する戦国時代の現實認識よりなされる批判的な厳しい見解が多く取り入れられている。これは先に指摘しておいた。

それでも、彼らにとつて歴史の展開という意識はどの程度にあつたのであろう。むしろ、戦國時代の戦をそのまま同時代的モノサンとして春秋時代の「戰」に當てたからこそ、その中から評價すべきものを拾い上げることができたのではなかつたのか。このように歴史展開の意識が缺けている以上、評價すべき事例を拾い上げても、それを歴史の中に位置づけて評價することはできない。「公羊傳」の場合を引き合いに出せば、それは孔子の理念と化して結實していくのである。

理念的戦争・君子の戦争といったものを構想する人々が出現したの

はこの時期ではないだらうか。「戦」を成立せしめた諸條件が崩れていたその後に「戦」のイメージだけが説話的事例として残存しているとき、その状況は、君子の戦争を構想することを可能にした一つの外部的條件として認め得る。

もしそれらの人々が春秋の説話から離れて抽象的に理論化して君子的戦争を構成しようと試みるのなら、王者の官制である司馬に事寄せそれを構成するのも一つの方法であつたろうと考えられる。尙古主義の思潮の下では理念を古に假託して語る手法は常套であるし、戦国時代の官制の整備の進行はその発想を支える基盤となつたと思われるからである。いま、私の念頭にあるのは一章において言及した「司馬法」である。

「史記」の『司馬穰苴列傳』の末尾に「司馬法」の由來が述べられている。

齊威王使大夫追論古者司馬兵法、而附穰苴於其中、因號曰司馬穰苴兵法。

太史公曰、余讀司馬兵法、閑廓深遠、雖三代征伐、未能竟其義。如其文也、亦少褒矣。若夫穰苴區區爲小國行師、何暇及司馬兵法之揖讓乎…

司馬遷の當時は齊の威王がこの書を編纂させたものと考えられていたことが分かる。太史公の論贊は分かりにくいで譯してみる。

私が「司馬兵法」を讀んでみると、それはスケールが雄大で堂々としており、奥深い意義を寓している。三伐の征伐であつてもその意義を實際に窮めることができないほどである。もつとも、その文章表現は少し美化しすぎてはいるが…。かの穰苴などは齶齧と小國のために用兵していた者で、どうして「司馬兵法」の揖讓の精神に満ちたり

方を採用する餘裕などあつたろう。

『司馬穰苴列傳』に載つてゐる穰苴の行事から推測するに、「司馬兵法」に付された穰苴の法の内容は戦國時代に即應したものであったようである。さらに威王が大いに「穰苴之法」に倣つて諸侯に勢威をふるつた旨の説明も、上引の文章の直前に附け加えられている。

それに較べて「司馬兵法」の方は理想的な内容をもつていたようである。「漢志」の『兵書略』の總叙には「…下及湯武受命、以師克亂而濟百姓、動之以仁義、行之以禮讓、司馬法是其遺事也」と記してある。班固の見た書は司馬遷の見た書と同じ内容であろうから、兩者ともその特質を揖讓・仁義・禮讓などのことばで概括していることになる。もつとも、「史記」の説く「司馬兵法」編纂の事情が事實であるとしても、厖大な量に亘る上がった漢代の「司馬法」が編纂當時のそれと同じ内容であったとは言えないだろう。しかし、「司馬兵法」の説く戦争が基调として禮讓を重んずる傾向をもつていたことは認めても良いのではないだらうか。増修された内容は主に制度の面のことながらではなかつたかと想像されるからである。^{〔同〕}

司馬遷は「司馬兵法」を讀んだ結果、その内容が傳えられている穰苴の行事とあまりに掛け離れていることを知り、感嘆とも疑問ともつかない感想を誌している。おそらく、田穰苴と「司馬兵法」とが類似した傾向の内容であるとの傳承に基づく先入観をもつて讀んでみたところ（太史公自序ではこれに従つて、自古王者而有司馬法、穰苴能申明之と述べている）、兩者の基本傾向の相異に改めて驚いたのである。

ことがあると考えられていたようである。『吳起列傳』に李克が「起用兵、司馬穰苴不能過」と語ったとの記載がある。春秋時代の人である穰苴はここでも兵法家のイメージの人物である。そこで、穰苴は戦國的な兵についての考察を假託するにふさわしい人物ではあったが、理念的な戦の主張を假託するには適さない人物であったことが分かる。春秋時代は戦国時代とほぼ同質の社会であると考えられていたことがこの背景にある。故に、揖讓の精神に満ちた君子の戦争を構成しようとするならば、さらに古く「古者司馬兵法」としてそれを構成しなければならなかつたろうと考えられるのである。それなのに、齊の大丈夫たちは『司馬』を共通分母として傾向の異なる兩者を統合してしまつた。これが、司馬遷があのよくな思想をもつた根本の原因である。

こうしてみると、兵家言と區別される古司馬の兵法を構想したこれらの人々こそ、「兵」とは區別される君子の戦を王者の官制に事寄せて禮の一環として概念化した人々であつたといえる。さらに、冒頭に掲げた「墨子」非儒篇の論難を根據にして考えると、これらは儒者の思想傾向として顯著（になつていくもの）であつたと言えよう。

付記

論旨の一貫性を保つためもあって全く言及しなかつたが、祭祀・狩獵と戦争との關係も大きな問題である。一つには、狩獵が軍事演習を兼ねて行なわれるといった種類の、「周禮」に定式化されているような禮的制度化がある。それ故に、それらを系口として、宗教的遺習によつて戦のしきたりを説明した方がより合理的になる側面もあるのではないかと思われる。古代學的知識の不足を感じる。

(1) 本稿は中國學會第二十六回大會において「武人統治階級と勇」と題して口頭發表した内容の一部を整理して改題したものである。

(2) 捩國弗射、施則助之胥車は分かりにくい。「墨子聞詁」では撩國を「困急」あるいは「おいつめられて穴に陥る」と讀む意見を出している。

(3) 張純「墨子集解」では結論として「撩國猶識其甲示不敢敵也」という説を提示している。次の「施則…」の句の意味については、「間詁」で「似言軍敗而走則助之挽重車」と言つてゐる。

(4) 「公羊傳」桓公十年「此偏戰也、何以不言師敗績」の何休の注に偏戰の解説がある。偏一面也。結日定地、各居一面、鳴鼓而戰、不相詐。また僖公十一年「許戰不曰、此何以日」の注、許、卒也。齊人語也。

(5) 楊寬「戰國史」（一九五七年・上海上民出版社）第一章・緒論の注の(4)王先慎曰、自親二字涉下文而衍。

(6) 劉歆の「七略」では諸子の中の軍事著作部分を「兵書略」にも入れていた。「藝文志」ではそれを重複として省いている。

(7) 「左傳」文公十二年杜注、古名退軍爲綏。綏は從に通じて讀む。

(8) 精は「用意尙繼」であり、精は「用意稍精密」であると何休は説く。いうことらしい。闕は包圍、入は破つて國城へ入り込むが國を滅ぼさず引き上げる、滅は滅國である。「左傳」莊公二十九年にある「凡師有鐘鼓曰伐、無曰侵、輕曰襲」とは解釋が違つてゐる。

(9) この事實は春秋時代の戦争全般の基調を決定している。①個人中心②禮の尊重。戰場裏の挿話の出現はこれらのことによ來する。

(10) 楊寬「古史新探」（一九六五年、中華書局）。特に「試論西周春秋間的鄉遂制度和社會結構」の四・鄉遂制度和社會結構を參照されたい。

(11) 「論語」の「先進篇」には子曰：鯉也死、有棺而無椁。吾不徒行以爲之椁。以吾從大夫之後、不可徒行也とある。これは平常の禮ではあるが身分と車との不可分の關係を示してゐる。

(12) 石璋如『周代兵制探源』、「先秦史研究論集（下）大陸雜誌社編印（一九六〇年）・大陸雜誌史學叢書第一輯第三冊」所收を参照。

(13) 「周禮」大司馬では險野人爲主、易野車爲主と定式化されている。

(14) 楚許伯御樂伯、攝叔爲右、以致晉師。

許伯曰「吾聞、致師者、御、靡旌、摩壘而還」

樂伯曰「吾聞、致師者、左、射以鼓、代御執轡、御下兩馬、掉鞅而還」

攝叔曰「吾聞、致師者、右、入壘折馘、執俘而還」

皆行其所聞而復。

(15) 金德建、「司馬遷所見書考」（一九六三年・上海人民出版社）所收の『（司馬兵法）的流傳和作者的推測』を参照。この論文では、漢の文帝の時代に博士たちによって軍禮方面が充實させられたのではないかと考案している。

一九七五年二月稿

同 四月修改